出張下見サービス 利用規約

AI－NET店舗在庫　出張下見サービスとは、荒井商事株式会社が管理・運営をするAI－TRADER（以下、「当社」と称する）が、
AI－NET会員（以下、「会員」と称する）に代わり出品車両の下見を行うサービス（以下、「出張下見サービス」と称す）をいいます。

第一章　総　則

第1条（目　的）
当規約は、当社が行う出張下見サービスを会員が利用するにあたり、円滑な運営にて行える事を目的として定めるものとし、
会員は、出張下見サービス利用規約（以下、「利用規約」）を遵守して、本サービスを受けるものとします。

第2条（基本用語の定義・サービス内容）
1.サービス名：【出張下見サービス】
2.内容　　：当社の会員が管理する車両について、AI－NET店舗在庫サービスを利用し落札する際に行う車両下見を、会員に代わり行うサービスのことを称します。
3.利用規約に基づくサービス内容は以下のとおりとします。
ア.車両下見
(1)内・外装における状態の確認
(2)機関・機構系における
①状態の確認
②異音等、有無の確認
③実操作による作動確認
(3)電装関係の確認
(4)装備品関係の確認
(5)アライオートオークション規約に定める修復歴定義に基づく修復歴箇所の確認
（6）車両下見については、走行による確認及び車両等における上物等の動作確認は行わないものとする。但し、車両下見時、出品店による走行及び上物等の動作が行われた場合は、
その状態を確認できるものとする。

イ.その他のサービス内容
(1)下見結果を記した回答書の提出
(2)車両の画像ならびに下見箇所の撮影(有料にて申込があった場合のみとします。)

第3条（利用規約の変更）
利用規約の内容について、当社では会員の承諾なく、変更を行う場合があります。また、その際には、当社ホームページより会員へ速やかに通知、もしくは告知をします。

第4条（会　員）
当社が行う出張下見サービスを利用できる会員とは、アライオートオークショングループの会員であり、かつ当社が管理・運営を行うAI－NET会員であることとします。

第5条（出張下見サービスの提供地域）
1.出張下見サービスを提供する地域については、当社での対応が可能となる地域エリアとします。
2.当社が行う出張下見サービスでは、当社が業務契約を結ぶ委託業者により行う場合もあります。

第6条（出張下見サービスの終了）
当社では、会員の承諾なく出張下見サービスを終了する場合があります。また、その際には、終了する1ヶ月前までにその旨を当社ホームページより通知もしくは告知を行うものとします。

第二章　条　件

第7条（出品店の条件）
出品店は、当社が行う出張下見サービスを申込むにあたり、以下の事項について遵守するものとします。
1.車両下見を適切に行うため、会員は以下に定める下見環境の確保に徹底するものとします。
(1)車両下見時における各ドアの開閉が可能な状態
(2)日中の明るさと同等の状態
(3)車両に付随する物品の整理、管理
(4)車検証及び付属書類等の提出
(5)下見、確認を行うための、小分解への合意
(6)車両下見開始から終了の間での会員の立合い
(7)オークション仕入れの車両では、履歴が分かる資料の提示
4.以下に定める各項に該当する車両の場合、下見対象外車両とします。
（1）業務を行うに十分なスペースが取れない場所に保管されている車両
（2）燃料、オイル漏れ等により災害の危険性があると乙が判断する車両
（3）法的問題のある車両（盗難車、差押さえ車両、違法改造車等）
（4）当社が合理的に不適当と判断した車両

第8条（落札店の条件）
落札店は、当社が行う出張下見サービスを申込むにあたり、以下の事項について遵守するものとします。
1.会員が、出張下見サービスを当社へ依頼する場合、当社が指定する所定の入力フォームに必要事項を記入し、当社あてにFAXにて依頼を行うものとします。
2.受付け期限については、祝日を除く月曜日から金曜日の9時から17時の間とします。（一部除く）

第三章　契　約

第9条（契約の成立、納品）
1.会員が出張下見サービスを希望する場合、当社が指定する所定の入力フォームに必要事項を記入の上、FAXにて当社へ送信を行い、受信をした当社より下見実施における日時確認を
会員へ行った時点で契約が成立したものとします。また、当社が出張下見サービスを委託業者へ委託した場合には、委託業者からの日時確認となり、その場合においても前項同様、
契約が成立したものとします。
2..出張下見サービスにおける車両下見終了後、当社または委託業者より回答書を会員へ提供した時点で納品とします。

第10条（契約における特約）
当社は、必要に応じ、会員との間で特約を定める場合があります。この場合、利用規約とともに遵守するものとします。

第11条（契約の解除）
1.会員が以下の各号に1つでも該当した場合、当社は、何ら事前の通知催告を要せず、即時に本契約を解除することができるものとします。
(1)AI－NET会員規約第8条に規定する事項に違反が認められる場合また同規約第14条に規定する事項に該当する場合
(2)会員との連絡が1ヶ月以上不通となった場合
(3)会員が本契約に定める各条項に違反した場合
(4)会員に重大な過失または背信行為があった場合
(5)その他、本契約以外にも重大な事由が発覚した場合

第12条（契約の制限）
以下の各号に1つでも該当した場合、当社の判断において出張下見サービスの契約を制限することができるものとします。
(1)申込書の申告記入に不備等があった場合
(2)申込書の申告記入に虚偽等の申告をした場合
(3)前各項の他、当社の業務遂行上に支障を生ずると判断した場合
(4)当社が会員との契約を拒否した場合には、会員に対しその旨を通知するものとします。
(5)天災、事変等を含む非常事態が発生、もしくはおそれがある場合には、契約を制限する措置をとる場合があります。

第13条（出張下見サービス料金）
1.検査料金は台あたり下記に定める通りとします。
（但し、消費税・移動車燃料代※1・有料道路通行料※2・検査員宿泊料金※3等は除く）

台数	下見料金単価/台	検査料金合計	
1台	16 ,000円	16,000円	
3台	9, 000円	27, 000円	
5台	8, 000円	40, 000円	
10台	4, 500円	45, 000円	但し、同一敷地内または移動を伴わない敷地内とする。

2.移動車燃料代 ※1
走行距離の時価換算については、同心円地図（http://odomon.net/ds/）にて算定します。宮城地区の移動車出発起点はアライオートオークション仙台会場とし、
北関東地区の移動車出発起点はアライオートオークション小山会場とし、南関東地区の移動車出発起点は東京都府中市栄町とし、その出発起点から検査実施場所を同心円地図で計測
出発起点から5km毎に200円を加算した金額を移動車燃料代として、会員に請求できるものとします。
3.有料道路通行料 ※2
原則として有料道路は、使用しない。但し、検査ルート及び時間的制約上、止むを得ないときはこの限りではない。この場合、当社は会員の承諾を得ることで、
その費用を会員に請求することができるものとします。
4.検査員宿泊料金 ※3
移動車両燃料代その他経費を考慮し宿泊を選択した方が効率的と判断される場合、当社は会員の承諾を得ることで、検査員の宿泊料金を会員に対し請求することができる。
但し、宿泊料金は検査員1名あたり8, 000円を上限とする。
5.オプションによる追加料金にて下記のサービスを選択できることにします。（消費税別）但し、下記オプション単体でのサービスは不可とします。
(1)下見対象車両の落札（成約）を目的とした下見箇所ならびに車両の画像撮影（但し出品店の許可を有す）1,000円(税別) / 1台
6.当日キャンセルについてはキャンセル料として全額請求をします。
7.支払いは、当社が会員に対し計算書による計上処理を行った日より7日間以内に当社指定の銀行口座に請求額を振込むことにより支払うものとします。
8.料金改定する場合は1ヶ月前までにその旨を当社ホームページより通知、もしくは告知します。

第14条（見落としならびに誤回答の免責）
1.回答結果については当該車両の落札における参考資料として利用し、回答結果に関し当社は一切の責任を負わないものとします。
2.内・外装の瑕疵（キズ・ヘコミ・汚れ・その他等）に関しては出品票の検査内容を参照し当社は一切の責任を負わないものとします。
3.修復範囲に関しては受けつけないものとします。
4.現車のみの確認の為、書類等による確認が必要な項目に関しては受付ないものとします。
5.産業機械、建設機械等は静止状態での目視確認できる箇所のみの対応とします。

第四章　権　利

第15条（権利の取得）
会員には、当社との契約が成立した時点において出張下見サービスを受ける権利があるものとする。また、この権利については当社の承諾なく他に譲度等することができないものとします

第16条（権利の帰属）
1.出張下見サービスに関連して、当社が開発し使用するプログラムに関する著作権等の権利については当社に帰属するものとし、同時に権利者であることを確認します。
2.当社が作成した検査情報ならび車両情報での著作権の権利については、当社に帰属するものとし、同時に権利者であることを確認します。

第17条（資料、情報の管理）
1.会員は、出張下見サービス遂行に必要な資料、情報等を当社に開示するものとします。
2.当社は、会員より開示を受けた資料、情報等を善良な管理者により注意をもって保管・管理するとともに、利用規約に基づく委託業務以外の目的で使用をしたり、
複写・複製・編集等はいたしません。但し、当社が業務提携を行う他社インターネット等の媒体への複写・複製・編集においては除くものとします。
3.当社は、会員より開示された資料、情報等について、会員の指示により返却または廃棄するものとします。

第18条（秘密保持）
当社は、出張下見サービスの遂行により知り得た会員の非公表情報について秘密を保持するものとし、双方による同意の確認が取れない限り、
第三者への開示かつ契約による使用目的以外での利用をしないことを確認します。
但し、法令等による指導において開示が求められた場合は、この限りではありません。

第19条（売買成立の賠償）
当社による出張下見サービスを利用し売買が成立した車両において損害が発覚した場合、その責任は会員にあるものとします。
従って、会員は、出張下見サービス終了後に受取る車両検査結果を記した車両検査票控え及び画像等を十二分に確認することを義務とします。

第20条（免責）
出張下見サービス実施において、天災、その他不可抗力による生じた損害については双方とも免責とします。

第21条（準拠法と管轄裁判所）
利用規約に関する準拠法はすべて日本国の法令が適用されるものとします。また、利用規約に関する訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって
第一審の専属合意管轄裁判所とします。

平成27年4月1日施行
荒井商事株式会社
AI－TRADER